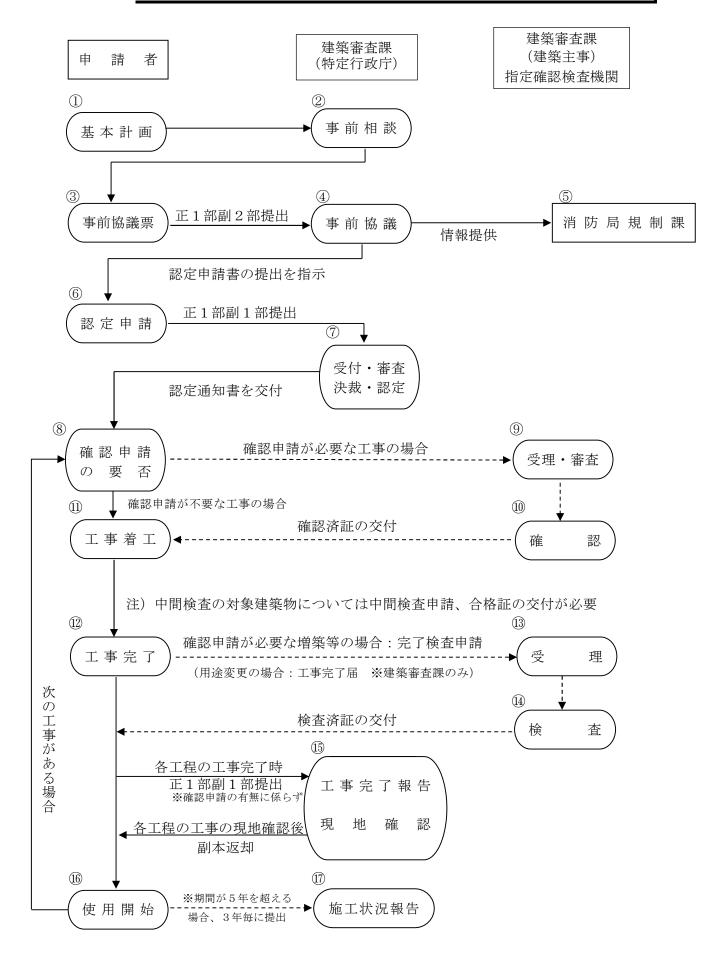
71 建築基準法・関係法令・条例による許可、認定等

第2編

(4) 建築基準法等による認定

7 〔法第 86 条の8、法第 87 条の2〕全体計画認定



②事前相談

具体の計画について、図面を基に、既存不適格を証する書類、二以上の工事に分ける理由等が全体計画認定の運用基準(以下「運用基準」という)に適合する計画であるか判断する。

特に検査済証等の無い場合は、一定の基準を満たす建築基準法適合状況調査の結果が必要となることから、時間がかかることに注意が必要である。

④事前協議

事前相談の結果、運用基準に適合することが判断できた場合には、事前協議について指示する。なお、実質的にはこの事前協議が本審査となる。

事前協議については、以下の書類(合計3部)を求める。

3部の内訳は、正本、副本及び副本(消防用)である。

- 1) 事前協議票
- 2) 認定申請に必要となる図書及び書類 (法施行規則第10条の23及び運用基準第3章2. に掲げる図書及び書類)

⑦受付・審査・決裁・認定

事前協議の結果、運用基準に適合することが確認できた場合には、認定申請を指示する。 受付は、法施行規則第10条の23及び運用基準に掲げる図書及び書類(正本、副本)を求める。 認定後は、全体計画概要書を閲覧の用に供する。

⑧~⑭確認申請及び完了検査申請

確認申請が必要な工事の場合は、確認申請及び完了検査申請が必要となる。

注)中間検査対象建築物については、中間検査申請も必要となる。

(5)工事完了報告及び現地確認

各工程(確認申請が必要か否かに関わらず)の工事完了後に提出する。(正本、副本) 当該工程について、検査済証の交付を受けていない(確認申請が必要ない)工事であった場合に は、建築審査課にて現地確認を行う。

この場合の現地確認は、建築基準法第7条に基づく完了検査に準じて行う。

(7)施工状況報告

5年を超える認定を受けた場合にあっては、認定日から3年毎に、施工状況報告書の提出を受け、 全体計画に従った工事が行われているか確認する。